

## 大田区旅館業法施行条例（平成24年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区旅館業法施行条例 平成24年 3 月 16 日 条例第15号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで （略） （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第 4 条 （略） （1）から（7）まで （略） （8） （略） アからウまで （略）</p> <p>エ <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア） 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等の汚れを除去すること</u>。</p> <p>（イ） （略）</p> <p>オ （略） （ア）から（ウ）まで （略）</p> <p>（エ） 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>規則で定めるところにより消毒を行い</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>（オ） （略）</p> <p>カ （略） （9）から（12）まで （略）</p> <p>第 5 条から第 7 条まで （略） （旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 8 条 （略） （1）から（6）まで （略） （7） （略） アからウまで （略）</p>	<p>○大田区旅館業法施行条例 平成24年 3 月 16 日 条例第15号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで （略） （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第 4 条 （略） （1）から（7）まで （略） （8） （略） アからウまで （略）</p> <p>エ <u>温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア） 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行うこと</u>。</p> <p>（イ） （略）</p> <p>オ （略） （ア）から（ウ）まで （略）</p> <p>（エ） 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>（オ） （略）</p> <p>カ （略） （9）から（12）まで （略）</p> <p>第 5 条から第 7 条まで （略） （旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 8 条 （略） （1）から（6）まで （略） （7） （略） アからウまで （略）</p>

新	旧
<p>エ (略)</p> <p>(ア)から(カ)まで (略)</p> <p><u>(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</u></p> <p>(8)から(10)まで (略)</p> <p>第9条から第13条まで (略)</p> <p><u>付 則 (令和3年〇月〇日条例第〇〇号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第8条第7号エ(キ)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室の増築若しくは改築又は大規模な修繕をしている場合は、この限りでない。</u></p>	<p>エ (略)</p> <p>(ア)から(カ)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8)から(10)まで (略)</p> <p>第9条から第13条まで (略)</p>